

「アシベンゾラル-S-メチル」「フルトリアホール」及び「フルジオキシニル」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

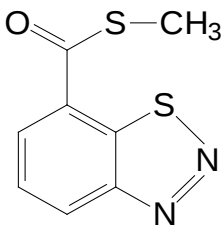
1. アシベンゾラル-S-メチル（農薬）
2. フルトリアホール（農薬）
3. フルジオキシニル（農薬及び添加物）

アシベンゾラル-S-メチル

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成29年7月6日、農林水産省からの農薬取締法に基づく農薬登録申請に伴う基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	アシベンゾラル-S-メチル (Acibenzolar-S-methyl)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ベンゾチアジアゾール系の殺菌剤で、植物の全身獲得抵抗性を誘導して、病原菌による発病を抑制する効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 今回、キャベツ、はくさいへの新規申請。	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.08 mg/kg 体重/day (2016) ARfD = 0.5 mg/kg 体重 (2016)
	国際基準	基準なし
	諸外国	米 国 基 準: バナナ、トマト、葉菜類等 カナダ基準: ブロッコリー、キャベツ等 EU 基 準: 仁果類、畜産物等 豪 州 基 準: 綿実、卵、乳等 ニュージーランド基準: キウイ
食品安全委員会での評価等	【1】平成 23 年 10 月 6 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 及び平成 26 年 7 月 1 日 平成 27 年 3 月 24 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.077 mg/kg 体重/day ARfD = 0.5 mg/kg 体重	

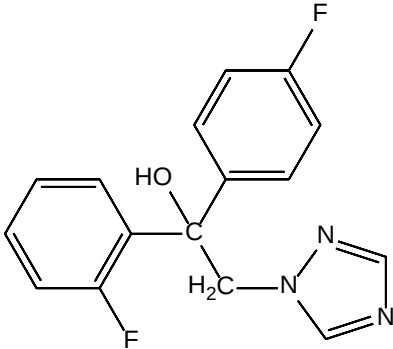
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルトリアホール

1. 今回の諮問の経緯

・平成29年10月12日、「国外で使用する農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく
インポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルトリアホール (Flutriafol)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	トリアゾール系殺菌剤で、病原菌類の主要な構成成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.01 mg/kg 体重/day (2011) ARfD = 0.05 mg/kg 体重 (2011)
	国際基準	バナナ、トマト、卵等
	諸外国	米国基準: バナナ、コーヒー豆、卵等 カナダ基準: バナナ、りんご、卵等 EU 基準: 仁果類、畜産物等 豪州基準: 穀類、畜産物等 ニュージーランド基準: 基準なし
		インポートトレランス要請: おうとう(米国)
食品安全委員会での評価等	【1】平成 22 年 4 月 16 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 24 年 3 月 1 日 食品健康影響評価結果 受理 <u>ADI = 0.01 mg/kg 体重/day</u>	

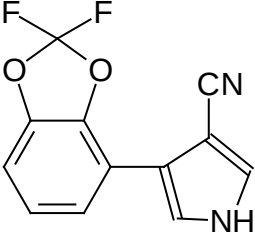
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルジオキシニル

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成29年10月23日、食品添加物の使用基準改正の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルジオキシニル (Fludioxonil)	
構造式		
用途	(農薬)殺菌剤 (添加物)防かび剤	
作用機序	フェニルピロール系の非浸透移行性殺菌剤である。 糸状菌の原形質膜に作用することにより、物質の透過性に影響を及ぼし、アミノ酸やグルコースの細胞内取込みを阻害することで、抗菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲、トマト、キャベツ等	
	使用方法: 散布等	
	添加物として指定されている。 使用基準: キウイ、かんきつ類等 今回、収穫後にばれいしょ、パパイア、アボカド、パイナップル、マンゴーに使用するための食品添加物の使用基準改正要請がなされた。併せて、残留基準値についても同様の改正を行う。	
	使用方法: 噴霧等	
食品添加物の規格基準の改正案	ばれいしょ	0.0060 g/kg
	パパイア	0.0050 g/kg
	アボカド	0.0050 g/kg
	パイナップル	0.020 g/kg
	マンゴー	0.0050 g/kg
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.4 mg/kg 体重/day (2004) ARfD = 設定の必要なし (2004)
	国際基準	豆類、レタス等

	諸外国	米国基準: 豆類、かんきつ類、綿実等 カナダ基準: かぶ、大豆、そらまめ等 E U 基準: ぶどう、いちご、トマト等 豪州基準: キウイ、もも、ばれいしょ等 ニュージーランド基準: ぶどう、いちご等
食品安全委員会 での評価等	【1】平成 19 年 6 月 25 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 及び平成 20 年 11 月 20 日 平成 21 年 7 月 16 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 22 年 11 月 10 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 及び平成 23 年 4 月 21 日 平成 23 年 6 月 30 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成 25 年 8 月 19 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 25 年 11 月 11 日 食品健康影響評価結果 受理 【4】平成 28 年 1 月 4 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 28 年 5 月 17 日 食品健康影響評価結果 受理 【5】平成 29 年 4 月 19 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 29 年 7 月 4 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.33 mg/ kg 体重 /day ARfD = 2.5 mg/ kg 体重	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(別添 2)

○評価依頼が 2 回目以降の剤に関する追加データリスト

【アシベンゾラル-S-メチル】

- ・ 製剤のラットの経口急性毒性試験
- ・ 製剤のウサギの経皮毒性試験
- ・ 製剤のウサギの皮膚刺激性試験
- ・ 製剤のウサギの眼刺激性試験
- ・ 製剤のモルモットの皮膚感作性試験
- ・ 原体のウサギの眼刺激性試験
- ・ 作物残留試験(はくさい、キャベツ)
- ・ 水中光分解動態試験
- ・ 原体及び代謝物の土壌吸着試験
- ・ 原体及び代謝物の土壌残留試験

【フルトリアホール】

- ・ 作物残留試験
- ・ 泌乳山羊における代謝試験
- ・ 産卵鶏における代謝試験